

令和3年度 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の状況

(R4.3.22現在)

番号	事業者名 代表者名	所在地	許可の区分（許可番号） 再生利用業の区分（指定番号）	処分内容	処分年月 日	処分理由（改善命令の内容）	根拠法令	備考
1	有限会社初虎興業 代表取締役 伊東祐也	岐阜県中津川市高山340番地の 128	産業廃棄物収集運搬業 (2009078577)	許可取消	R3. 8. 23	被処分者の役員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）違反により、平成31年1月9日付けで中津川簡易裁判所から罰金の刑に処せられ、同日に刑の執行が終了している。 このことにより、被処分者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号二の欠格要件に該当するため（法第14条の3の2第1項第2号該当）。	法第14条の3の 2	
2	株式会社土屋興業 代表取締役 土屋貴裕	小諸市大字滋野甲680番地13	産業廃棄物収集運搬業 (2000189805)	許可取消	R3. 8. 26	被処分者の株主は、平成31年4月24日付けで長野地方裁判所から禁固以上の刑に処せられた。 このことにより、この者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号ハの欠格要件に該当することから、当該法人が法第14条第5項第2号ニに該当するため（法第14条の3の2第1項第4号該当）。	法第14条の3の 2	
3	新栄土木株式会社 代表取締役 金原一男	松本市大字島内6931番地口の 2の38	産業廃棄物収集運搬業 (2004181823)	許可取消	R4. 3. 18	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）違反により、新栄土木株式会社は、令和3年10月26日に松本簡易裁判所において罰金刑が確定し即日執行された。 このことにより、新栄土木株式会社は法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号二の欠格要件に該当するため（法第14条の3の2第1項第1号該当）。	法第14条の3の 2	

番号	事業者名 代表者名	所在地	許可の区分（許可番号） 再生利用業の区分（指定番号）	処分内容	処分年月 日	処分理由（改善命令の内容）	根拠法令	備考
4	共和アスコン株式会社 代表取締役 金原一男	安曇野市穂高牧766番地 1	産業廃棄物収集運搬業 (2004028962) 産業廃棄物処分業 (2024028962) 産業廃棄物処理施設 (082238)	許可取消	R4. 3. 18	令和4年3月18日付けで産業廃棄物収集運搬業の許可を取消された新栄土木株式会社の役員（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条の第5項第4号ホに該当）複数名は、共和アスコン株式会社の役員を兼務している。このことにより、共和アスコン株式会社は法第14条第5項第2号ニの欠格要件に該当するため（法第14条の3の2第1項第3号及び法第15条の3第1項第1号該当）。	法第14条の3の2及び法第15条の3	